

下水道法及び弥富市公共下水道条例による水質規制の概要

規制の目的	根拠条文	規制の手段	対象事業場	下水排除基準	水質項目
下水道施設の機能保全と損傷防止	法第12条	除害施設の設置等	排水区域内の全ての事業場	条例第8条 法第12条第1項	温度、水素イオン濃度、ノルマルヘキサン抽出物質含有量、よう素消費量
放流水の水質保全	法第12条の2	直罰適用による下水の排除の制限	有害物質を扱う特定事業場(水量に裾切りなし)	法第12条の2第1項 令第9条の4	処理困難物質 有害物質：カドミウム及びその化合物、シアン化合物、有機リン化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、ヒ素及びその化合物、総水銀、アルキル水銀化合物、ホリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、1・4-ジオキサン、ダイオキシン類
			50m ³ /日以上排出する特定事業場	法第12条の2第1項 令第9条の4	処理困難物質 有害物質：上記と同じ 環境6項目：フェノール類、銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物(溶解性)、マンガン及びその化合物(溶解性)、クロム及びその化合物
				条例第9条 法第12条の2第3項 令第9条の5	処理可能項目 アンモニア性窒素等含有量、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量、窒素含有量、リン含有量
	法第12条の10	除害施設の設置等	①法第12条の2の適用を受けない下水を排出する特定事業場 ②非特定事業場	条例第10条 法第12条の10第1項 令第9条の8 令第9条の9	カドミウム及びその化合物、シアン化合物、有機リン化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、ヒ素及びその化合物、総水銀、アルキル水銀化合物、ホリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、1・4-ジオキサン、ダイオキシン類 フェノール類、銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物(溶解性)、マンガン及びその化合物(溶解性)、クロム及びその化合物 アンモニア性窒素等含有量、温度、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量、窒素含有量、リン含有量

- 備考 1. 法とは下水道法、令とは下水道法施行令、条例とは弥富市公共下水道条例をいう。
2. 特定事業場とは、水質汚濁防止法に定める特定施設の設置者又はダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設(水質基準対象施設)の設置者を指す。
3. 温泉を使用しない旅館業は、“直罰適用による下水の排除の制限”の適用を除外する。
4. ノルマルヘキサン抽出物質含有量は、鉱油類含有量及び動植物油脂類含有量をいう。
5. 総水銀とは、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物をいう。
6. アンモニア性窒素等とは、アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素をいう。
7. ノルマルヘキサン抽出物質含有量、フェノール類、銅及びその化合物について基準値には、愛知県条例(「水質汚濁防止法第三条第三項に基づく排水基準を定める条例」をいう。)により上乘基準が規定されている。